

チェックリスト

No.	Check	大項目	中項目	小項目	変更前(質問項目)	変更案(決定事項) A	変更案(決定事項) B	変更案(決定事項) C	確認期限
1		規定		規定類の見直し		検討中			
2		キャリアパス	一覧	研修体系の精査		要検討			
3		キャリアパス	一覧	「職務遂行能力」部分		要検討			
4		キャリアパス	階層・コース	コース(総合・専門・専任)選択のタイミング		3等級から4等級への昇格時で決定			
5		キャリアパス	階層・コース	リーダー・サブリーダーの階層	現在は同一階層	同一階層で問題ない			
6		キャリアパス	階層・コース	専任職の上限設定		現在の職員に合わせ、上限を4等級とした			
7		キャリアパス	階層・コース	専門職のキャリアパスについて		専門職は本人の希望が無い場合は専門職としてキャリアアップする(3級までは総合職も専任職も共通である)			
8		キャリアパス	階層・コース	6等級から専任職への異動について		専任職の4等級？ 契約にして給与担保？			
9		キャリアパス	階層・コース	等級上の役割と本人の呼称は同一でなければいけないのか		一致にこだわる必要は無い			
10		キャリアパス	階層・コース	定年後の年齢での採用		60歳以上の雇用は専門職等のルールが必要か			
11		キャリアパス	階層・コース	中途採用者の格付けルール		要検討			
12		キャリアパス	階層・コース	1等級への格付け		社会人1年目は資格の有無に関わらず1等級に格付ける			
13		キャリアパス	階層・コース	職種変更のルール	介護職員から相談員は職種変更となるか	職種変更として扱わない			
14		キャリアパス	階層・コース	中途採用者の格付けルール		前歴換算表を用意した。基本はこれを使う。実際には前職の基本給があるので個別対応となる			
15		キャリアパス	階層・コース	各等級の名称		1等級無資格者を初任者とし、2等級の有資格者を経験者とする			
16		キャリアパス	階層・コース	総合職専門職間のコース転換		専門職から総合職、初回コース選択時は面談のみ。6等級への昇格時には昇格試験実施			
17		キャリアパス	階層・コース	3等級から4等級への昇格時		指導職登用面談とコース選択面談を同時に実施			
18		キャリアパス	階層・コース	看護師・准看護師の採用時等級		准看護師3等級、 看護師4等級			
19		キャリアパス	階層・コース	管理栄養士の等級		指導職(4等級)以上が適切			
20		キャリアパス	階層・コース	介護支援専門員の等級		指導職(4等級)以上が適切			
21		キャリアパス	階層・コース	主任介護支援専門員の等級		5等級以上が適切			
22		キャリアパス	職務要件書	空白部分の検討		要検討			
23		キャリアパス	新キャリアパスへの移行	看護職員のルール		調整手当を資格手当として無くす			

No.	Check	大項目	中項目	小項目	変更前(質問項目)	変更案(決定事項) A	変更案(決定事項) B	変更案(決定事項) C	確認期限
24		キャリアパス	制度の確立	等級と職位	現剤5等級、新6等級案を検討	8等級で決定			
25		キャリアパス	制度の確立	役割・権限の明確化					
26		キャリアパス	制度の確立	異動が出来ない職員の対応		夜勤・異動が不可の職員は専任職とする			
27		研修		フィードバックについて	研修に行った後のフィードバックができていない	要検討			
28		処遇	給与表	県内の他法人との給与水準の比較をしたい		初任給で確認した。比較対象と同条件ではないが、当法人の初任給は低くない			
29		処遇	給与表	昇給ピッチについて	一定の金額で昇給する	号俸の低い内はピッチが大きく、号俸が高くなるとピッチが小さくなるよう設定			
30		処遇	給与表	若い世代、子育て世代への処遇の改善		No.29にて解消			
31		処遇	給与表	勤続10年以上の職員への処遇の改善		要検討			
32	○	処遇	給与表	コース・職種別の給与表の必要性		3コースそれぞれに給与表を作成・提案した	共通の給与表を使用することとなった		
33		処遇	給与表	現在の1等級から5等級のピッチの幅を狭めたい		各等級の1号俸を比べると、1等級800円・5等級3,000円から、1等級1,200円・8等級2,600円と幅を狭くした			
34		処遇	給与表	コース別の給与表は必要か		共通の給与表を使うが、賞与で差をつける			
35		処遇	給与表	施設長の給与		理事会決定とする	給与表8等級の下限引き上げ		
36		処遇	給与制度	新人期間の夜勤手当の支給について(支給率の変更)					
37		処遇	昇給	退職まで昇給するかどうか(役職定年制)					
38		処遇	賞与	賞与のメリハリの付け方		検討中			
39		処遇	手当	生活相談員に昇格すると夜勤手当が無くなり給与としては減額となる					
40		処遇	手当	処遇改善手当が介護職員に一律で10,000円支給となっている		現場手当とした			
41		処遇	手当	処遇改善手当を他職種の職員にも支給するか	介護職員に一律一万円支給	一律支給・介護職よりも少額支給・支給しないの3択になる	調整手当として支給の場合は、処遇改善加算の制度が終了後、徐々に償却することも可能	直接利用者に携わる職員に支給	
42		処遇	手当	柔道整復師の手当	現在は12,000	准看護師と同じ22,000にしたい			
43		処遇	手当	PT・OT・STの手当		要検討			
44		処遇	手当	主任介護支援専門員、管理栄養士、栄養士の資格手当の見直し		要検討	¥		
45		処遇		昇給の標準昇格モデルの作成		高校卒新卒を基準に標準モデルを作成した	専門卒新卒を標準モデルに変更した		
46		人事	異動	事業所間の異動に関する給与の増減		異動が頻繁では無いため、個々のケースで判断する			
47		人事	採用	事務職の手当の検討					

